

表23 購入機関が多い毒物劇物の状況

平成19年度			平成20年度		
品目名	購入機関数	購入額(千円)	品目名	購入機関数	購入額(千円)
水酸化ナトリウム	34	3,272	塩酸	39	127
塩酸	23	109	メタノール	30	308
メタノール	22	247	硫酸	26	136
過酸化水素水	15	112	水酸化ナトリウム	25	3,672
硫酸	15	88	過酸化水素水	13	732
硝酸銀	14	100	ホルムアルデヒド	12	680

4 毒物劇物の施設外への運搬状況

施設外への毒物劇物への運搬は26機関が行っています。農業改良普及センター、県立学校等の13機関が産業廃棄物として使用後の廃液等を産業廃棄物処理業者へ持ち込んでいます。

試験等の使用後の廃液等を運搬する場合は、法によれば、飛散し、漏れ、流れ出又はしみ出することを防ぐ措置を講じる必要がありますので、運搬にあたっては留意が必要です。

なお、諏訪地区では、近接の高等学校の水銀を集めして廃棄処分するために、廃棄物処理契約を締結した高等学校に水銀を運搬し事務処理の一元化、経費の削減に努めた事例がありました。

表24 最近2か年の施設外への運搬の状況

保管機関数	運搬の有無			
	なし	あり	ありの理由	機関数
182	156 (85.7%)	26 (14.3%)	産業廃棄物処理業者へ持ち込み	13
			現場で使用するため	6
			他の県機関で使用するため	5
			その他	3
			計	27*

* 重複があるため計は一致しません。

5 毒物劇物の廃棄処理の状況

実験、検査等で発生した廃液等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の産業廃棄物保管基準に従い、生活環境の保全上支障のないよう（人の健康被害又は生活環境動植物の生息・生育に被害を生ずるおそれのないよう）保管する必要があります。

また、実験、検査等で生じた毒物劇物の廃液を産業廃棄物として処理（収集・運搬又は処分）を他人に委託する場合には、委託先が当該産業廃棄物の処理を委託することができる者であるかどうかを許可証の写しなどで確認する必要があります。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、委託した産業廃棄物の処理が確実に行われたことを確認しなければなりません。

県の各機関では、中和や希釈等により自己処理する方法か産業廃棄物処理業者に処分を委託する方法などにより廃棄を行っています。その状況については次の表のとおりで、「処理事例なし」は現場で使用して廃液が出ないものです。酸、アルカリの毒物劇物については、自己処理の場合、中和、希釈して処理されています。

表25 毒物劇物（廃液）の廃棄処理状況

保管機関数	自己処理	業者委託	自己処理・業者委託	処理事例なし
182	7 (3.9%)	143 (78.6%)	19 (10.4%)	13 (7.1%)

表26 平成20年度の業務委託の状況

委託した機関数	総処理回数	委託料支出額
74	135	14,482千円

6 学校薬剤師の活用の状況

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条により大学を除くすべての学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で規定されているもの）には、学校医、学校歯科医とともに、学校薬剤師を必ず置くことになっています。

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第24条では、学校薬剤師の職務のひとつとして「学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。」とされています。

毒物劇物等の適正な管理に係る指導助言が実施されている事例は、保管等している86高等学校及び7特別支援学校の93保管機関のうちの3機関にとどまっています。

表27 学校薬剤師の指導助言状況

保管機関数	指導助言あり	指導助言なし
93	3 (3.2%)	90 (96.8%)

指導助言の事例：ア 緊急時の避難経路図を掲示すること。

イ 白地に赤色になっている一般試薬の容器ラベルは、黒色にすること。

7 保健所の立入検査の状況

法第22条第5項において準用する法第17条第2項の規定により、保健所は県の機関などの業務上取扱者に対して、保健衛生上必要があると認めるときは、立入検査をすることになっています。

保健所の立入検査は今までに30機関で実施され、うち20機関については平成21年度に実施されました。20機関のうち、4機関（県立病院）は医療法（昭和23年法律第205号）に併せて実施されました。6保健所が立入検査を実施しており、うち上田、北信の各保健所は管内のそれぞれ6機関に対して立入検査を実施しました。

表28 保健所の立入検査の状況

保管機関数	立入あり	立入なし
182	30 (16.5%)	152 (83.5%)

指導等の事例：ア 毒物劇物とその他の物を区別して保管すること。

イ 容器ラベルは赤色により表示すること。

ウ 貯蔵、陳列場所に「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」と表示すること。

エ 事故時の連絡先、連絡方法を明確にすること。

オ 危害防止規定の作成と事故防止に努めること。

カ 緊急連絡系統図に保健所を記載すること。

キ 試薬として作成した物にも「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」と表示すること。

ク 薬品瓶で破損しているふたがあるので交換すること。

ケ 保管状況が把握できるように受払簿を整備すること。

コ 保管庫を整備すること。

サ 保管状況の確認は複数人で行うこと。

シ 家庭用冷蔵庫で保管しているが、施錠できるようにすること。

8 毒物劇物の適正な管理に係る関係機関の指導状況

(1) 総務部税務課

平成6年4月1日付け6税第10号総務部長通達「軽油引取税調査要領」

(2) 衛生部薬事管理課

ア 平成20年2月26日付け県教育長、保健所長あて「学校教育機関における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について（依頼）」
イ 平成20年12月15日付け取扱のある現地機関の主管課、衛生部の現地機関あて「毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について（通知）」

(3) 環境部水大気環境課

ア 平成20年11月4日「保健所検査業務打合せ会議」で適正な保管、処分計画について周知
イ 平成21年2月10日「水質測定計画打合せ会議」で適正な保管、処分計画について周知

(4) 商工労働部ものづくり振興課

平成20年12月16日付け 工業技術総合センター所長あて「毒物及び劇物の適正な保管管理の徹底について（通知）」（平成20年12月15日付け薬事管理課長からの通知を受けて）

(5) 農政部農業技術課

ア 年度当初の担当者会議で保管の徹底を周知
イ 平成21年10月 「土壤診断用不用薬品」の保管状況調査
ウ 平成21年11月10日 新潟県で劇物の紛失を受けて、管理の徹底を依頼

(6) 農政部園芸畜産課

年度当初の担当者会議で保管の徹底を周知

(7) 林務部信州の木振興課

ア 平成20年7月 現地機関の現地調査
イ 平成21年7月 前年度の指導事項の状況の確認（現地調査実施）

(8) 企業局事業課

水道技術管理者による取扱状況の確認調査を毎月現地機関に対して実施

(9) 教育委員会事務局保健厚生課

- ア 平成11年4月6日付け教育事務所長、総合教育センター所長、県立高等学校長、県立盲・ろう・養護学校長、市町村（学校組合）教育委員会あて「学校における薬品類の保管管理について（通知）」
- イ 平成20年1月28日付け高等学校長、特別支援学校長あて「学校における薬品類の保管・管理にともなう受払簿の整理について（通知）」
- 保健厚生課長・教学指導課長連名で
- ウ 平成20年4月9日付け教育事務所長、（社）長野県薬剤師会、県立学校長、市町村（学校組合）教育委員会学校保健主管課長あて「学校における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底及び保健所による指導について（通知）」
- エ 平成20年6月11日付け教育事務所長、県立学校長、市町村（学校組合）教育委員会学校保健主管課長あて「平成20年度農薬危害防止運動の実施について（依頼）」
- オ 平成21年6月17日付け教育委員会内各課長、教育事務所長、県立学校長、市町村（学校組合）教育委員会学校保健主管課長あて「薬品類の適正な取扱いの徹底について（依頼）」

第3 実地調査結果

次の調査項目により、3の49機関を対象に実施した実地調査の結果は次のとおりです。

1 調査項目

調査項目	
(1)	保管設備の施錠状況
(2)	保管設備の堅 固 性
(3)	保管設備・保管庫への「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」表示状況
(4)	保管庫の転倒防止措置の状況
(5)	保管容器の転倒防止等の措置状況
(6)	毒物劇物専用保管庫での保管状況
(7)	保管場所以外での毒物劇物保管状況
(8)	飲食物容器の保管容器としての利用状況
(9)	保管容器への「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」表示の状況
(10)	保管容器のラベル表記の状況
(11)	使用済み容器の廃棄処理状況
(12)	薬品管理台帳等の記入状況
(13)	薬品管理台帳等と在庫の照合状況
(14)	薬品管理台帳等の記録内容の正確性
(15)	1回の使用量の払い出し状況
(16)	廃棄物処理の状況
(17)	緊急連絡体系図の掲示の確認
(18)	長期間使用していない理由

2 調査結果

(1) 保管場所の施錠状況

保管場所は施錠できる設備で、常に施錠しなければならないとされていますが、すべての機関で適正に行われていました。

2機関（試験研究機関）では、廊下（通路）に施錠できる保管庫を設置していました。

(2) 保管設備の堅 固 性

盗難や紛失を防ぐための堅 固 な施設としなければならないとされていますが、すべての機関で薬品庫、ロッカー、キャビネット等で保管されていました。

(3) 保管場所及び保管庫における「医薬用外毒物」等の表示の状況

毒物劇物の保管場所には「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示が義務付けられていますが、9機関（22.5%）で保管場所が、玄関近く、屋外の単独の建物等であるから「人目に付く」、「興味を引かせない」等の理由で表示していませんでした。

(4) 保管庫の転倒防止の状況

ロッカー等を保管庫としている場合で地震等による転倒防止措置が保管庫全部に講じられていたのは、29機関（59.2%）でした。

保管庫として冷蔵庫を使用している場合は、転倒防止措置が講じられていない事例が多く見られました。

(5) 保管容器の転倒接触防止の状況

保管容器が接触しないように間仕切り等の措置については、26機関（53.1%）が講じていました。接触防止措置として、仕切り付きトレー及び購入時のダンボールを使用して保管、砂の中に離して保管、ネットを保管容器に被せて保管などしていました。

(6) 毒物劇物の専用保管庫内の状況

毒物劇物の保管は、それ以外の物と区別して、専用保管庫で行う必要があるにもかかわらず、13機関（26.5%）で、その他の薬品と一緒に保管されていました。薬品庫で保管している機関で、毒物劇物とそれ以外の物を区分しトレーで保管していましたが、専用保管庫で保管していない事例がありました。

また、冷蔵庫で保管している毒物劇物が少量であり、スペースに余裕があることから、トレーで区分け、あるいは棚を別にするなどした上で、温度管理が必要なその他の物と一緒に冷蔵庫で保管している事例もありました。

(7) 専用保管庫以外での保管状況

専用保管庫以外の保管場所で、5機関（10.2%）が毒物劇物とその他の物と一緒に保管していました。

(8) 飲食物容器の使用状況

法第11条第4項の規定により、飲食物容器として通常使用される物を使用してはならないとされていますが、すべての機関で使用していました。

(9) 保管容器への「医薬用外毒物」等の表示の状況

保管容器に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示が義務づけられていますが、小分けした容器に表示していなかった1機関以外の48機関では、表示されていました。

(10) 保管容器のラベル表記の状況

内容物の液だれ等により、貼付したラベルの表記が読みにくい容器がある1機関以外の48機関では、適正に保管されていました。

(11) 使用済み容器の処理状況

すべての機関で、使用した容器は、産業廃棄物として処理、納入業者に引き取ってもらう、洗浄して廃プラスチックとして処理、廃液の保管容器として利用するなど適切に処理していました。

(12) 薬品管理台帳等の記入状況

管理台帳等のない5機関を除いた44機関で管理台帳等は作成されていました。管理台帳等の項目及び管理方法は、各機関において、使用頻度、又は使用量によりそれぞれ異なっていました。

劇物については、使用頻度が高く一度に使用する量が多いことから払出量及び在庫量を保管容器の本数単位で記録している事例、使用時ごとに台帳で管理せず庫量を確認したときに使用量を管理している事例等がありました。

管理台帳のない5機関は、使用後に管理責任者に使用量の報告を行い使用量の確認を受けるとともに、定期的に在庫確認していました。

(13) 台帳等と在庫の照合状況

管理台帳等のない5機関を除いた44機関のうち、1機関では台帳等と在庫を照合していませんでした。残りの43機関は、頻度は異なるものの、管理記録簿等と現物の照合を実施していました。

実施していなかった1機関では、本年度、新たに薬品庫、保管庫の整備を行い、今後は照合を行うことにしています。

照合の結果について、台帳等に記載できる様式となっている機関がある一方、照合の結果が確認できない機関がありましたので、照合の記録を台帳等に記載するようにしてください。

(14) 管理台帳等の定期チェックの状況

管理台帳等のない5機関を除いた44機関の管理台帳等の記録内容について抽出して確認しましたが、在庫量を確認時に記載している1機関を除き、適正に記載していました。

(15) 使用時の払い出し量の状況

管理台帳等のない5機関を除いた44機関では、1回の使用に必要な量を払出していました。

(16) 廃棄物処理関係の状況

平成20年度に処理実績のあった24機関について、契約書の作成、許可証の写し等業者からの提出書類、マニュフェスト等の関係書類について確認したところ、すべての機関で適正に行われていました。

理科の実験で使われた酸及びアルカリについては、中和用の機械で処理している学校がありました。

また、使用していない薬品について平成21年度中に8機関が処分中を含めて、廃棄を進めています。

(17) 緊急連絡体系図の掲示状況

監査調書に掲示場所が記載されていた40機関については、調書の掲示場所に掲示していました。

(18) 長期間使用していない理由

長期間使用していない理由については、以下の理由がありました。

ア 検査項目の変更、検査自体を実施しなくなった。

イ 検査機械の入れ替えに伴う試薬、溶媒の変更。

ウ 職員の削減による検査件数・分析件数の減少。

エ 教諭の異動により使用しなくなった。

オ 授業で行う実験回数の減少。

カ 生徒に見本品として見せるため。

キ 検査対象物の基準物質として保管。

ク 現在使用していないが、将来使用するかもしれない。

長期間使用していない物質については、廃棄するのが望ましいが、「引き取ってくれる機関がない。」、「廃棄したいが、予算上の関係で廃棄できない。」等の理由から、長期間保管されている状況でした。

3 調査対象機関

部局	機関数	実地調査対象機関名
総務部	2	長野地方事務所税務課 短期大学
衛生部	3	長野保健福祉事務所 上田食肉衛生検査所 須坂病院
環境部	2	上小地方事務所環境課 環境保全研究所
商工労働部	2	工業技術総合センター（材料技術部門、食品技術部門）
農政部	7	佐久家畜保健衛生所 長野家畜保健衛生所 上小農業改良普及センター 長野農業改良普及センター 農業試験場 野菜花き試験場北信支場 農業大学校（松代）
教育委員会	26	中野西高等学校 須坂商業高等学校 須坂園芸高等学校 長野西高等学校 長野工業高等学校 松代高等学校 屋代高等学校 望月高等学校 小諸商業高等学校 小諸高等学校 岩村田高等学校 野沢北高等学校 諏訪実業高等学校 諏訪二葉高等学校 下諏訪向陽高等学校 松川高等学校 飯田高等学校 飯田風越高等学校 飯田長姫高等学校 下伊那農業高等学校 松本深志高等学校 南安曇農業高等学校 穂高商業高等学校 白馬高等学校 若槻養護学校 松本盲学校
警察	6	鑑識課 科学捜査研究所 長野南警察署 上田警察署 松本警察署 大町警察署
企業局	1	上田水道管理事務所
計	49	

第4 総括意見

毒物劇物はその取扱いによっては、保健衛生上、不特定又は多数の者の生命や健康を脅かすような大きな危害や、動植物の生息・生育に影響を及ぼす危険性があることから、その保管管理は厳格、適正に行う必要があります。

毒物劇物を保管等している一部の機関では関係法令等の趣旨が十分に理解されておらず、保管場所に「医薬用外毒物」等の表示がされていなかったり、毒物劇物とその他の薬品が一緒に専用保管庫に保管されていたり、長期にわたって使用されていない毒物劇物が多数保管されている等、適切さを欠く状況が見られますので、事故等の未然防止の観点から、適正な保管管理により一層の取組を行うとともに、管理体制の強化をしてください。

1 保管場所、専用保管庫について

毒物劇物の盗難・紛失を防止するために、その保管場所及び専用保管庫については、鍵をかける設備等のある堅固な施設としなければならないとされており、保管場所や専用保管庫の施錠は適正に行われていました。

しかし、毒物劇物を保管する場合、毒物劇物以外の物と明確に区分された専用のものとすることとされていますので、混在して保管している機関では区分して専用保管庫等で保管してください。

2 毒物劇物の事故防止等の対策について

地震等により毒物劇物を保管する保管庫又は容器が転倒し、飛散、流出等をした場合は、近隣住民に多大な影響を及ぼすおそれがあることから、専用保管庫を床、壁等に固定することや、保管庫の棚から容器が転落するのを防止するための枠を設ける等の転倒防止措置を状況に応じて講じてください。

また、ガラス製の保管容器どうしが衝突しないように仕切りを設けるとともに、保管容器が倒れて内容物が流失した場合に備えてトレー等で保管するようにしてください。

3 在庫量の把握・確認の徹底について

実地調査した管理台帳等がある44機関のうち1機関では台帳等と在庫量を照合していませんでした。盗難・紛失の防止を図り、緊急時に的確な対応をするには、在庫量の把握・確認は最低限行っておくべきものと考えますので、管理記録簿は購入時及び使用の都度、出入量及び在庫量を記録するとともに、定期的に管理記録簿の在庫量と保管されている在庫量の照合を行ってください。そして、照合した結果については管理記録簿に記載して経過が分かるようにしてください。

また、総括責任者は、定期的に管理記録簿の記録状況及び保管状況を確認してください。

4 不要な毒物劇物の廃棄処分等について

毒物劇物という性格上、飛散、盗難等の事故防止のために、使用見込みのないものについては廃棄処分を進めてください。

また、毒物劇物以外の試薬等についても、今後使用する見込みのないものを保管している事例がありますので、併せて廃棄処分をしてください。

なお、諏訪地区の高等学校では、水銀を1機関に集約し、廃棄処分している事例があり、このように不要な毒物劇物を1機関に集約し、一括廃棄処分すれば経費の節減も期待できることから、併せて検討してください。

また、実地調査で、放射性物質で劇物の硝酸ウラニル等（人体への影響は低レベル）を廃棄物として処理できず保管している機関が、4機関（2試験研究機関、2県立学校）することが判明しました。年2回文部科学省に保管の状況を報告する義務があることから、県として事務の軽減を図るために1機関に集約し保管することを検討してください。

5 毒物劇物危害防止規定について

県の機関が、毒物劇物の業務上取扱者として事故を未然に防ぎ、万一、事故が発生した場合に的確な対応を行うためには、管理体制や事故対応策を予め整備し、職員に周知徹底しておくことが効果的です。毒物劇物の管理責任体制、取り扱う毒物劇物の種類、量及び取扱方法の定め、並びに事故発生時等の緊急連絡体制及び被害の拡大を防ぐための応急措置の定めを主な内容とする「毒物劇物危害防止規定」の制定が有効であると考えますので、規定を制定していない98機関（58.3%）においては整備してください。

なお、既に制定している機関においても、その内容の確認・見直しを行い、適切な毒物劇物危害防止規定となるように整備してください。

6 毒物劇物の適正な管理に係る指導について

毒物劇物の保管管理は、関係法令等の規定に従い適正に行う必要があります。主管課による指導は文書によるものが主で、研修等の実務的指導が行われていないことなどから、各機関において関係法令等の理解不足の状況が見られますので、主管課による研修会等の開催により、各機関への関係法令等の周知徹底を図ってください。

7 県立学校における学校薬剤師の活用について

県立学校に学校薬剤師が置かれており、その職務のひとつとして、学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行うこととされています。学校薬剤師から、毒物劇物の管理に対して必要な指導又は助言を受けた学校は93校中3校（3.2%）にとどまっていました。このようなことから、教育委員会においては、学校に対し学校薬剤師による職務について周知するとともに、学校薬剤師を活用するよう指導してください。

参考1

○ 毒物及び劇物の保管管理について

（昭和52年3月26日薬発第313号）

（各都府県知事あて厚生省薬務局長通知）

毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

1 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第11条第1項に定める措置として次の措置が講じられること。

(1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

(2) 貯蔵、陳列等する場所については、盜難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和50年7月31日薬発第668号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じての使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。

3 法第22条第5項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

参考2

○ 毒物及び劇物取締法について

法は、化学物質のうち、毒性等に基づいて、保健衛生上の危害の防止が必要なものについて、毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的とした法律です。法により、規制を受ける主な対象品目及び管理に係る主な規定は次のとおりです。

1 対象物

対象物は、毒性等に基づいて、毒性の強いものを毒物に、これに準じて規制する必要があるものが劇物に、毒物のうち特に激しい毒性を有するものを特定毒物に指定しています。

平成21年4月現在の毒物劇物の対象品目数は、次のとおりです。

種類	品目数		主な品目名
	法別表	指定令	
毒物	27	82	黄リン、シアノ化ナトリウム、水銀、ニコチン、砒素 等
劇物	93	277	アンモニア、塩化水素（塩酸）、カリウム、クレゾール、硝酸、ホルムアルデヒド、硫酸、塩素、トルエン 等
特定毒物	9	10	オクタメチルピロホスホルアミド 等

注) (1) 品目数の中には、無機亜鉛塩類及び有機シアン化合物のように塩類や化合物で指定されているものもあり、実際の物質は数万種類に及びます。

(2) 例外的に毒性等の基準によらず、事件等により社会的影響が大きいものとして指定されている品目があります。

2 「業務上取扱者」としての毒物劇物の管理等について

法において、毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、毒物劇物の製造業者、販売業者等の毒物劇物営業者又は特定毒物を扱う特定毒物研究者（以下「毒物劇物営業者等」という。）以外の者は、業務上取扱者として取り扱われます。

業務上取扱者は、シアン化ナトリウム等の特定の毒物劇物を取り扱う電気メッキ業、金属処理業、運送業、シロアリ防除業等の都道府県知事に届出の必要な業種と、工場で毒物劇物を使用して製品を作る事業者等、農薬を利用し病害虫の駆除にあたる農業者等の都道府県知事に届出を必要としない業種の2種類があります。

試薬などを使用する研究所、学校等の県の機関は業務上取扱者のうちの届出を必要としない業種（法第22条第1項に該当しない業種）に該当します。

毒物劇物営業者等は毒物劇物の保管等にあたり、法の規定に基づき様々な規制を受けますが、業務上取扱者も毒物劇物営業者等に適用される規制の一部が準用されます。（法第22条第5項）

届出を必要としない業務上取扱者である県の機関に準用される法の規定及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和39年政令第261号）の規定の内容は次のとおりです。

項目	内容	関係条文
取り扱い	盜難、紛失を防ぐのに必要な処置を講じなければならない。	法第11条第1項
	施設外に飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	法第11条第2項
	施設外において運搬する場合、飛散し、漏れ、流れ出、しみ出することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	法第11条第3項
	保管容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	法第11条第4項
事故の際の措置	毒物又は劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれのある時は、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届けるとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。	法第16条の2第1項
	毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察に届け出なければならない。	法第16条の2第2項
表 示	毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物について赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。	法第12条第1項
	毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物について「毒物」の文字、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	法第12条第3項
廃棄	毒物又は劇物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。	法第15条の2
	中和、加水分解、酸化、還元、希釀、その他の方法により毒物又は劇物に該当しなくなるようにすること。	毒物及び劇物取締法施行令第40条
	ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、少量ずつ放出又は揮発させること。	
	可燃性の毒物又は劇物は、少量ずつ燃焼させること	

監査委員事務局